吉岡町商工会防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、商工会の会員が防犯カメラを設置し、防犯対策を行う会員に対し、

予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関して、必要な

事項を定めるものとする。

（補助対象）

第２条　補助の対象は、防犯カメラ及びカメラの設置に伴う工事に要する経費とする。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、前条に規定する費用の２割とする。ただし、上限を１００，０００円とする。

（補助金交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、吉岡町商

工会防犯カメラ設置事業費補助金交付申請書([様式第１号](https://www1.g-reiki.net/yoshioka/reiki_honbun/e230RG00000761.html#e000000158))に次に掲げる書類を添え、吉

岡町商工会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

（１）見積書（メーカー名、型式、型番の記載のあるもの）

（２）収支予算書

（３）その他会長が必要と認めた書類

（交付の決定）

第５条　会長は、前条の規定による申請があったときには、その内容を審査し、適正と認

めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

２　会長は、前項の交付決定を行ったときは、吉岡町商工会防犯カメラ設置事業費補助金

交付決定通知書([様式第２号](https://www1.g-reiki.net/yoshioka/reiki_honbun/e230RG00000761.html#e000000164))により、補助対象者に通知するものとする。

（変更承認申請書）

第６条　補助対象者は、前条の規定により補助金交付の決定を受けた場合において、補助

対象事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ吉岡町商工会防

犯カメラ設置事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書([様式第３号](https://www1.g-reiki.net/yoshioka/reiki_honbun/e230RG00000761.html#e000000173))を会長に提出し、

その承認を受けなければならない。

２　補助対象者は、補助事業が予定の期限内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難

となった場合は、会長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第７条　補助対象者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を得た

場合を含む。）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに吉

岡町商工会防犯カメラ設置事業費補助金実績報告書([様式第４号](https://www1.g-reiki.net/yoshioka/reiki_honbun/e230RG00000761.html#e000000179))に次に掲げる書類を添

え、会長に提出しなければならない。

（１）領収書の写し

（２）防犯カメラ設置に係わる写真（防犯カメラ設置前と設置後各１枚）

（３）収支決算書

（４）その他会長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第８条　会長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と

認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、吉岡町商工会防犯カメラ設置事業

費補助金確定通知書([様式第５号](https://www1.g-reiki.net/yoshioka/reiki_honbun/e230RG00000761.html#e000000185))により商工会に通知するものとする。

（補助金の請求）

第９条　会長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、吉岡町商工会防犯カメラ設

置事業費補助金請求書([様式第６号](https://www1.g-reiki.net/yoshioka/reiki_honbun/e230RG00000761.html#e000000191))による補助対象者の請求に基づき補助金を交付す

る。

（補助金交付の取消し)

第１０条　会長は、補助対象者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部

又は一部を取り消すことができる。

（１）不正の手段により補助金を受けたとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（３）補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第１１条　会長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消に係る部分に関し、すでに

補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に

定める。

附　則

この要綱は、令和４年６月１日から施行する。